

特定非営利活動法人全国認定こども園協会佐賀県支部、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、佐賀県保育会と西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学との包括的連携・協力に関する協定書

本協定書は、6通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保管するものとする。

特定非営利活動法人全国認定こども園協会佐賀県支部、一般社団法人佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会、佐賀県保育会と西九州大学、西九州大学短期大学部、佐賀女子短期大学（以下「六者」という。）は、相互の特性を生かした連携事業を推進することにより、地域社会の活性化及び六者の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

令和7年3月28日

（目的）

第1条 本協定は、六者が相互の連携と協力により、次条の事項を推進することで六者の一層の発展及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 六者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 学生の教育、実習、就職に関する事項
- (2) 研修プログラムの実施に関する事項
- (3) 人材の確保に関する事項
- (4) 幼児教育・保育の振興に関する事項
- (5) 共同研究に関する事項
- (6) その他、相互に連携・協力が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 本協定による連携協力については、六者で協議し、その都度定めるものとする。

（情報の保持）

第4条 六者は、この協定に基づき連携協力を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、六者いずれからも協定終了の申し出がない場合は、期間満了日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定の具体的な事項の実施及び本協定に定めのない事項については、六者の協議によるものとする。

特定非営利活動法人 全国認定こども園協会  
佐賀県支部 会長

(署名) 玉寺直子

西九州大学  
学長

(署名) 福元裕二

一般社団法人 佐賀県私立幼稚園・  
認定こども園連合会 会長

(署名) 高尾恵子

西九州大学短期大学部  
学長

(署名) 福元裕二

佐賀県保育会  
会長

(署名) 川原田知幸

佐賀女子短期大学  
学長

(署名) 福元裕二